第十条の十五を第二十八条とする。

第十条の十四第一項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十七条とする。

第十条の十三第三項第一号中「第七条の二各号」を「第九条各号」に改め、同条を第二十六条とする。

第十条の十二を第二十五条とし、第十条の十一を第二十四条とし、第十条の十を第二十三条とし、第十条の九を第二十二条とし、第十条の八を第二十一条とし、第十条の七を第二十条とする。

第十条の六第一項中「第十条の四」を「第十七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項第二号中「第十条の四第二号」を「第十七条第二号」に改め、同条を第十九条とする。

第十条の五を第十八条とする。

第十条の四第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第五号中「第十条の九第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十条の三を第十六条とする。

第三章中第十条の二を第十五条とする。

第十条第一項中「第十条の三」を「第十六条」に、「第十条の九第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第九条の二を第十三条とし、第九条を第十二条とする。

第八条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十一条とする。

第七条の三第一項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第七条の二第三号中「第十条の十六第一項（第一号」を「第二十九条第一項（同項第一号」に改め、同条第四号及び第五号ホ中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第七条第二項中「第十条の三」を「第十六条」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の二を第六条とする。

本則に次の一章を加える。

**第九章　罰則**

**第八十六条**　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

**第八十七条**　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

**第八十八条**　第八十六条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

2　前条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

**第八十九条**　機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役若しくは職員又はこれらの職にあった者が、第四十四条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第九十条**　第六十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

**第九十一条**　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一　第三十四条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受ける者の募集をし、株式交換に際して株式、社債若しくは新株予約権を発行し、又は資金を借り入れたとき。

二　第三十四条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第五十条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四　第五十二条第二項の規定に違反して、業務を行ったとき。

五　第五十四条第二項又は第五十六条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣に通知をしなかったとき。

六　第五十八条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七　第六十条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八　第六十二条第二項の規定による命令に違反したとき。

**第九十二条**　第三十六条第二項の規定に違反して、その名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この法律の施行の際現にその名称中に民間資金等活用事業推進機構という文字を使用している者については、この法律による改正後の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「新法」という。）第三十六条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**第三条**　株式会社民間資金等活用事業推進機構の成立の日の属する事業年度の株式会社民間資金等活用事業推進機構の予算については、新法第五十八条第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遅滞なく」とする。

（検討）

**第四条**　政府は、新法第五章の規定による株式会社民間資金等活用事業推進機構の支援を通じて新法第二条第二項に規定する特定事業を推進するに当たっては、災害の未然の防止及び災害が発生した場合における被害の拡大の防止を図るため公共施設等の整備等（同項に規定する公共施設等の整備等をいう。）の必要性が増大している一方で、国及び地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、財政資金の効率的使用を図る必要があることから、速やかに、道路その他の公共施設等（同条第一項に規定する公共施設等をいう。）の運営等（同条第六項に規定する運営等をいう。）について民間資金等の活用の一層の推進を図るための方策について検討を行うものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

**第五条**　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第二号中「第十条の十四第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第八十四条の六に次の一項を加える。

6　株式会社民間資金等活用事業推進機構の登記に係る登録免許税については、登録免許税法別表第一第二十四号(一)カ中「若しくは特別取締役」とあるのは、「、特別取締役若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五十条第一項（登記）の委員」とする。